



 発行
 新 潟 県

 号外
 1

 平成29年6月7日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

720 道路の区域変更(道路管理課) 721 道路の供用開始(道路管理課)

告示

◎新潟県告示第720号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成29年6月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1	カュ		
6		(A) 7.0~22.0メートル	6,633.6メートル
加茂市寿町1530番1まで			
南蒲原郡田上町大字田上字与五右工門通	丙		
1942番1から		(B) 12. 0∼63. 0メートル	7,675.4メートル
加茂市寿町1530番1まで			
加茂市大字加茂字五反田2732番1から			
		(C) 28. $1 \sim 129.0 \text{m/s}$	734.8メートル
同市大字下条字横道乙701番1まで		ル	
加茂市大字下条字横道乙703番1から			
		(D) 15. $6 \sim 163.8 \times - $	1,001.6メートル
同市大字下条字中谷地甲1672番1まで		ル	
加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から			
		(E) 14. 0~37. 8メートル	547.2メートル
三条市下保内字六反田74番1まで			
三条市下保内字上谷地116番1から			
	新	(F) 15. 2~47. 0メートル	686.6メートル
同市北野新田字川東206番1まで			
三条市井栗字藤ノ木甲722番2から			
		(G) 17. 0~48. 8メートル	43.8メートル
同市北野新田字川東195番1まで			

	1		
三条市北野新田字川東195番1から			
		(H) 15. 0~31. 2メートル	131.2メートル
同市北野新田字川東185番まで			
三条市北野新田字五郎田71番から			
		(I) 17.8~43.2メートル	522 8メートル
同市井栗字梅田乙344番まで		(1)11.0 10.2)	022:07
三条市井栗字道田丙949番から			
		(J) 17.0~47.4メートル	503.8メートル
同市須戸新田字石田1285番まで			
南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1か			
ò		()	
南蒲原郡田上町大字田上字与五右工門通丙		(K) 14.9~48.0メートル	755.8メートル
1942番1まで			
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1か		/.\ · \	
6		(A) 7.0~22.0メートル	6,633.6メートル
加茂市寿町1530番1まで			
南蒲原郡田上町大字田上字与五右工門通丙			
1942番1から		(B) 12. 0~63. 0メートル	7,675.4メートル
加茂市寿町1530番1まで			
加茂市大字加茂字五反田2732番1から			
加发的人 1 加发 1 五次 四2102 亩 1 77 15		(C) 28. $1 \sim 129.0 \ \text{m}$	734.8メートル
日十上点工久点性学フワロ E 1 よっ			134.6 / - //
同市大字下条字横道乙701番1まで		ル	
加茂市大字下条字横道乙703番1から			
		(D) 15. $6 \sim 163.8 \times - \ $	1,001.6メートル
同市大字下条字中谷地甲1672番1まで		ル	
加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から			
	旧	(E) 14. 0~37. 8メートル	547.2メートル
三条市下保内字六反田74番1まで			
三条市下保内字上谷地116番1から			
二未用于床内于工行地110番 1 // 10		(F) 15 0 47 0)] 3	000 0 1 1 2
		(F) 15. 2~47. 0メートル	686.6×-F/V
同市北野新田字川東206番1まで			
三条市井栗字藤ノ木甲722番2から			
		(G) 17. 0~48. 8メートル	43.8メートル
同市北野新田字川東195番1まで			
三条市北野新田字川東195番1から			
		(H) 15. 0~31. 2メートル	131.2メートル
同市北野新田字川東185番まで		(11) 10:0 01:2)	101.27
三条市北野新田字五郎田71番から			
二木川北野利田十五郎田川番かり		(T) 17 0 40 0 7 7 7	F00 0 7 7 2
		(I)17.8~43.2メートル	522.8メートル
同市井栗字梅田乙344番まで			
三条市井栗字道田丙949番から			
		(J) 17.0~47.4メートル	503.8メートル
同市須戸新田字石田1285番まで			

備考 1 上記 (A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)、(J)及び(K)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道長岡栃尾巻線、県道新潟五泉間瀬線、県道村松田上線及び県道天神林上条線と重用

◎新潟県告示第721号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成29年6月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間

南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1から南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1942番1まで

3 供用開始の期日 平成29年6月7日